

「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づくデータ提供の新たな取組について

平成27年11月

総務省 政策統括官(統計基準担当)付
統計企画管理官付 調査官 植松良和

目 次: 1. はじめに

2. 調査対象の秘密保護について
3. 「公的統計データの二次的利用」の概要
4. 利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方向性
5. 終わりに

(参考) 公的統計基本計画について

1. はじめに

「公的統計データの二次的利用」とは

統計調査により集められた情報を、既存の調査結果(集計表・報告書等)のほかに、秘密の保護を図った上で新たな統計作成や統計的手法を利用した学術研究等のために活用するもの

□「目的外利用禁止の原則」と「二次的利用の意義」

- 公的な統計調査によって集められた情報は、調査対象の秘密の保護及び統計調査に対する国民の信頼確保のため、原則としてその行った統計調査の目的に沿った利用(一次利用)のみが認められており、それ以外の利用は禁止されている。(統計法第40条)
- 一方、当初の統計調査の目的以外での統計データの利用(新たな統計作成や学術研究等への活用)が公益に資する場合もあり、統計法で定める特別の場合には例外的に二次的な利用が認められる。(統計法第3章「調査票情報等の利用及び提供」(第32条～第38条))

□二次的利用のメリット

- 調査実施者以外の者による、統計データを活用した学術研究等が可能
- 新たに統計調査を行う必要性が減り、調査実施者・調査対象の負担軽減

二次的利用の規制の必要性と推進のバランス

- 統計調査の実施は、国民の理解・協力が不可欠
- 国民は、自分の情報をむやみに使われることに不安感があり、データの利用には規律が必要
- 仮に、情報管理上不適切な事案が起これば、統計調査の実施自体が困難に
- 特に、報告義務がある基幹統計調査は慎重な利用が求められる



- 公的機関からの統計調査は、国民の負担に配慮する必要
- さらに行行政コストの面から同じ調査を複数は実施できない
- 集められた調査票情報を有効に利用することが求められる

2

2. 調査対象の秘密保護について

基本理念(統計法第3条第4項)

公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

第39条…調査票情報等の適正管理義務

第40条…調査票情報の利用制限

第41条…業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密の守秘義務

第42条、第43条…調査票情報等の提供を受けた者の適正管理義務、守秘義務

第57条…守秘義務違反等に関する罰則

第59条、第61条3号…調査票情報・匿名データ等の不正利益目的提供・盗用に関する罰則

⇒ 個人情報等は、統計法により厳重に保護

【参考】・公的統計とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計をいう。
(統計法第2条第3項)

・統計法第3条に規定する公的統計の基本理念

- ①行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下、体系的に整備
- ②適切・合理的な方法で、中立性・信頼性が確保されるように作成
- ③広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるように提供
- ④作成に用いられた個人・法人等に関する秘密保護

3

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外(統計法第52条)

統計目的で収集・保有される各種情報に含まれる個人情報については、行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の規定の適用を除外する旨を規定

□行政機関個人情報保護法等の適用除外とする理由

- 集計後は統計処理され、個人を識別されない形で利用・提供される特殊性
- 統計上の目的以外での調査票の使用を厳しく制限しているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律を統計法において整備

4

参考 個人情報保護法の見直し

- 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
⇒民間が集める個人情報の規律であり、国の統計調査により集められる個人情報の規律ではない
 - 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成15年法律第58号)
⇒前述のとおり
-
- 2017年度からの「個人情報の保護に関する法律」の改正内容
匿名加工情報の導入、要配慮個人情報の規制強化等
 - 今後、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」においても、匿名加工情報の導入等を図るための改正案を検討

【参考】国連の「公的統計の基本原則」

□原則6

統計機関が統計作成のために収集した個別データは、自然人に関するものであれ、法人に関するものであれ、厳重に秘匿されなければならず、統計目的以外に用いてはならない。

□国連の「公的統計の基本原則」とは、

前文と10の個別原則からなるもので、世界の全ての国々の政府統計部局が、公的統計を作成する際に遵守すべき国際的な基準として、1994年に国連統計委員会において採択された。

その後、2013年2月の同委員会において、前文の改定が行われ、さらに、翌2014年1月の国連総会にて決議された。

我が国でも、平成18年6月に統計制度改革検討委員会(内閣府)が取りまとめた「統計制度改革検討委員会報告」の中で、この原則が取り上げられているなど、我が国の統計法や統計行政にもこれらの原則の主旨が取り入れられている。

※「公的統計の基本原則」の全文は、総務省HPを参照

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/gensoku.html

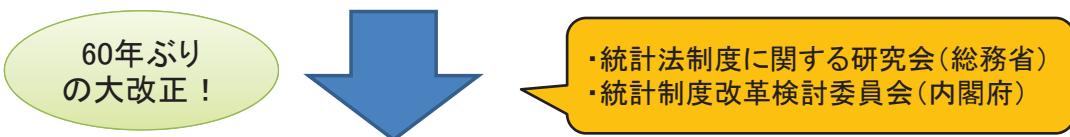
6

3. 「公的統計データの二次的利用」の概要

制度導入の経緯

□旧・統計法(昭和22年3月制定、同年5月施行)

- 統計調査により集められた情報について、当初の目的外での利用(新たな統計作成や公的な学術研究等への活用)が例外的に可能であったが、利用範囲について法令上規定なし。また、指定統計(重要性が特に高いと位置付けているものであり、現在の基幹統計に相当。)の場合、総務大臣の承認と公示が必要



□新・統計法(平成19年5月改正、平成21年4月施行)

- 新たな利用形態(「オーダーメード集計」及び「匿名データ」)を追加
- 過去の運用を踏まえ、利用範囲を法令上明記。また、総務大臣の承認ではなく、各統計調査の実施者(各府省等)自らの責任と判断による利用が可能

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ！

一般の者も含め、統計調査で収集された情報をより幅広く活用！

7

利用形態の種類

□ 調査票情報(統計法第2条第11項)

- 統計調査により集められた情報(統計調査の回答内容とほぼ同等な情報)

□ 委託による統計の作成等(いわゆる「オーダーメード集計」)(統計法第34条)

- 利用者からの委託(オーダー)を受けて、利用者の分析目的に対応した集計表を新たに作成するもの

□ 匿名データ(統計法第35条、第36条)

- 調査客体が特定されないようにするための加工処理(匿名化措置)を施したデータ
- 匿名化措置に当たっては、安全性(調査客体の匿名性)に加え、データ分析の有用性にも配慮
- 各府省等では、外部有識者を交えた研究会等により匿名データの作成方法の検討を重ねるとともに、さらに、基幹統計調査(重要性が特に高いと位置付けられているもの)に係る匿名データの作成方法については、統計委員会(内閣府)において審議

(参考)匿名化措置の例

- ・個体を直接識別できる情報(氏名・会社名、調査区番号 等)の削除
- ・様々な属性(年齢、年収 等)に関する詳細な情報の大括り化(グルーピング、トップコーディング等)
- ・特異なデータの削除(世帯員が多数の世帯 等)
- ・リサンプリング(全てのデータではなく、抽出された一部の調査対象の情報のみを提供)

8

調査票情報の二次的利用に係る法体系

法令・告示・ガイドライン	調査票情報の提供	オーダーメード集計	匿名データの提供
統計法(平成19年法律第53号)	根拠 § 33 適正管理義務 § 42 守秘義務 § 43 目的外利用禁止 § 43 罰則 § 57、59	根拠 § 34 手数料 § 38	根拠 § 36 手数料 § 38 適正管理義務 § 42 目的外利用禁止 § 43 罰則 § 61
統計法施行令(平成20年政令第334号)	×	(独)統計センターへの委託 § 12 手数料 § 13	(独)統計センターへの委託 § 12 手数料 § 13
統計法施行規則(平成20年総務省令第145号)	要件 § 8、9	要件 § 10 利用手続 § 11～14	要件 § 15 利用手続 § 16
委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件(平成21年総務省告示第457号)	×	依頼書等の様式	依頼書等の様式
総務省政策統括官室が示しているガイドライン (調査実施者はこのガイドラインを参考に運用を行っている。)	統計法第33条の運用に関するガイドライン (平成20年総務省政策統括官(統計基準担当)決定)	委託による統計の作成等に係るガイドライン (平成21年総務省政策統括官(統計基準担当)決定)	匿名データの作成・提供に係るガイドライン (平成21年総務省政策統括官(統計基準担当)決定)

9

主な利用要件

利用形態	根拠	利用できる者	利用目的
①調査票情報の二次利用	法第32条	調査を実施した各府省等(行政機関、独法等)自身が利用する場合	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
②調査票情報の提供	法第33条 第1号	公的機関(行政機関等+会計検査院、地方独法等)が利用する場合	統計の作成 統計的研究
	法第33条 第2号	公的機関が委託又は共同して調査研究を行う者	
		公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者	
		行政機関等(行政機関+地方公共団体、独法等)が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者	
③オーダーメード集計	法第34条	一般の者	
④匿名データ	法第35条、 法第36条	※学術研究の発展に資するなどが条件 ・学術研究等の目的に限定 ・研究成果の公表義務 ※有料(法第38条) ・手数料(実費を勘案し設定)を納付	

※ 地方公共団体が行う統計調査に係る調査票情報の二次的利用については、条例に基づき行われる。

10

参考 二次的利用の制度・検討の変遷

年月	事項
S22.4	旧統計法(昭和22年法律第18号)施行 第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。
S22.8	農林大臣が「農林水産業調査」の調査票を行政施策のため15条2項の規定に基づき使用
H1.10	統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律(昭和63年法律第96号)施行 第15条の2 何人も、届出統計調査(地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。)によつて集められた調査票及び統計報告(中略)を、統計上の目的以外に使用してはならない。 前項の規定は、届出統計調査又は報告徴収の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。
H7.3	諮詢第242号の答申統計行政の新中・長期構想(統計審議会答申) 個別的な集計ニーズにこたえる観点から、秘密の保護を前提に民間ユーザーの要請に応じ有料でオーダーメード集計を行うことについても検討課題である。(中略)今後、統計法の趣旨・目的を踏まえ、調査票の目的外使用の承認基準の見直しを行い、その積極的な活用を図る必要がある。(中略)標本データの提供については、個体の秘密保護の担保方策を中心に、外国の制度及び提供例、国内外のニーズの実態、現行法制度との関係、具体的な提供方策等について、おおむね2~3年を目途に専門的・技術的な研究を行う必要がある。
H15.6	統計行政の新たな展開方向(各府省統計主管部局長等会議) ① 関係府省間で、オーダーメード集計について、その定義、ニーズの把握、基本的な考え方、導入に当たっての問題点等を検討し、平成15年度中に制度面を含め本制度の導入に当たっての課題を整理する。その際、民間統計利用者からの手数料徴収等受託手続の仕組み作り(中略)についても整理する。② 関係府省は、この整理を踏まえ、平成16年度以降、順次、オーダーメード集計のためのガイドラインの作成など、その実施に当たっての基本的枠組みを検討・構築する ① 関係府省間で、これまでの検討結果を踏まえ、匿名標本データの定義及び匿名標本データの作成になじむ統計調査の範囲を明確にするとともに、平成15年度中に制度面を含め匿名標本データの作成・利用に当たっての課題を整理する。その際、匿名標本データの利用を導入する場合の利用方法、利用場所等についても検討する。② 関係府省は、この整理を踏まえ、平成16年度以降、順次、匿名標本データの作成・利用のためのガイドラインの作成など実用化に当たっての基本的枠組みを検討・構築する。③ 関係府省は、当面、匿名標本データの利用ニーズや導入に当たっての課題等を把握するため、必要に応じ試験的な匿名標本データの作成を行う。 ① 総務省(統計基準部)は、平成15年度中に、指定統計調査の目的外使用承認の現行の運用の明確化を中心とする要領の改訂を行う。また、承認統計調査及び届出統計調査についても、目的外使用承認の運用の明確化を図る。(後略)

年月	事項
H18.6	<p>統計法制度に関する研究会報告書</p> <p>(イ) オーダーメード集計の実施　(中略)集計のオーダーの目的を無制限とすることは適当ではなく、学術研究目的や教育目的等一定程度の公益性が認められる場合に限って、オーダーを認めるようにすべきと考える。(中略)公平性の観点から、事務作業量に応じた応分の手数料を徴収できるようにすべきである。オーダーメード集計を制度として導入するに当たっては、手数料を徴収する事務の範囲を明確にする観点も含め、調査実施者が調査票の使用を判断する基準として、オーダーメード集計の実施について法令上明確に規定しておく必要がある。</p> <p>(ウ) 匿名標本データの作成・提供　(中略)提供される匿名標本データは、個体識別性をなくしたものとして制度化することが適当である。(中略)この匿名性の確保について特に慎重に検証を行うため、調査実施者が匿名標本データを作成する際には、統計審議会等第三者機関による専門技術的観点からの審査を経ることが適当である。(中略)民間の研究機関等に所属する者等に対して提供することとしても調査対象者の信頼を損なうことにはならず、オーダーメード集計の場合と同様、学術研究目的や教育目的等、一定程度の公益性が認められる場合に匿名標本データの使用を認めることが適当である。(中略)匿名標本データの提供を受ける者からは、公平性の観点から、調査実施者の事務作業量に応じた応分の手数料を徴収できるようにすべきであり、手数料を徴収する事務の範囲を明確にする観点も含め、調査実施者による統計データの取扱いの判断基準として、匿名標本データの作成・提供について、法令上明確に規定しておく必要があると考える。</p> <p>(エ) インサイト利用等　上記のオーダーメード集計の実施、匿名標本データの作成・提供の他、諸外国では、調査票の使用を庁舎内に限定することにより、研究目的等の調査票の使用を認める仕組み(いわゆる「インサイト利用」)等が見られる。(中略)したがって、オーダーメード集計、匿名標本データの作成・提供以外の統計データの使用形態については、当面はガイドラインの作成等により対応することとし、今後の統計データの使用に関する技術の開発、利用のニーズ等を踏まえつつ、制度化について検討を行うことが適当である。</p>
H19.5	新統計法(平成19年法律第53号)公布 二次的利用の規定は平成21年4月施行
H21.3	<p>第Ⅰ期公的統計の整備に関する基本的な計画(閣議決定)</p> <p>○秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定期間等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。 ・上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。 ・総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。 ・二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。 ・二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。 ・総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメード集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センターが各府省からのオーダーメード集計や匿名データの提供の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。 ○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンライン利用について検討する。

12

利用可能な統計調査数

区分	オーダーメード集計	匿名データ
平成 21年度	7(19)	4(13)
平成 22年度	21(93)	4(13)
平成 23年度	24(126)	6(34)
平成 24年度	25(163)	6(36)
平成 25年度	26(203)	7(40)
平成 26年度	26(239)	7(41)
平成 27年度(予定)	26(259)	7(44)

利用件数

区分	調査票情報の提供 (統計法第33条第2号該当)	オーダーメード集計	匿名データ
平成 21年度	54	4	20
平成 22年度	133	12	38
平成 23年度	148	10	33
平成 24年度	169	19	32
平成 25年度	244	13	41
平成 26年度	281	29	37
累計	1,029	87	201

※ ()は、1年次分ごとにカウントした場合の数。

13

利用可能な統計調査(オーダーメード集計)

府省名	統計調査名	提供対象
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4~6月期~27年7~9月期
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度~26年度
	消費動向調査	平成16年度~26年度 (月次調査)
総務省	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年
	労働力調査	昭和55年1月~平成26年12月 (月次調査)
	家計消費状況調査	平成14年1月~平成26年12月 (月次調査)
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年
	家計調査	昭和56年1月~平成26年12月 (月次調査)
	全国消費実態調査	平成11年、16年、21年
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度~平成26年度
文部科学省	学校基本調査	平成20年度~26年度
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年~26年
	人口動態調査 (出生票、死亡票)	平成19年~24年
	毎月勤労統計調査 (特別調査)	平成21年~26年
	医療施設 (静態) 調査	平成20年、23年
	患者調査	平成20年、23年
農林水産省	農林業センサス	平成17年、22年
	漁業センサス	平成15年、20年、25年
	海面漁業生産統計調査	平成19年~26年
	木材統計調査 (製材月別統計調査)	平成23年1月~26年12月 (月次調査)
	農業経営統計調査	平成20年~25年
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年~26年調査 (平成19年~25年実績)
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月~27年3月 (月次調査)
日本銀行	短観 (全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月以降の各調査期

※平成27年4月現在(平成27年度中に提供開始予定のものを含む。)

14

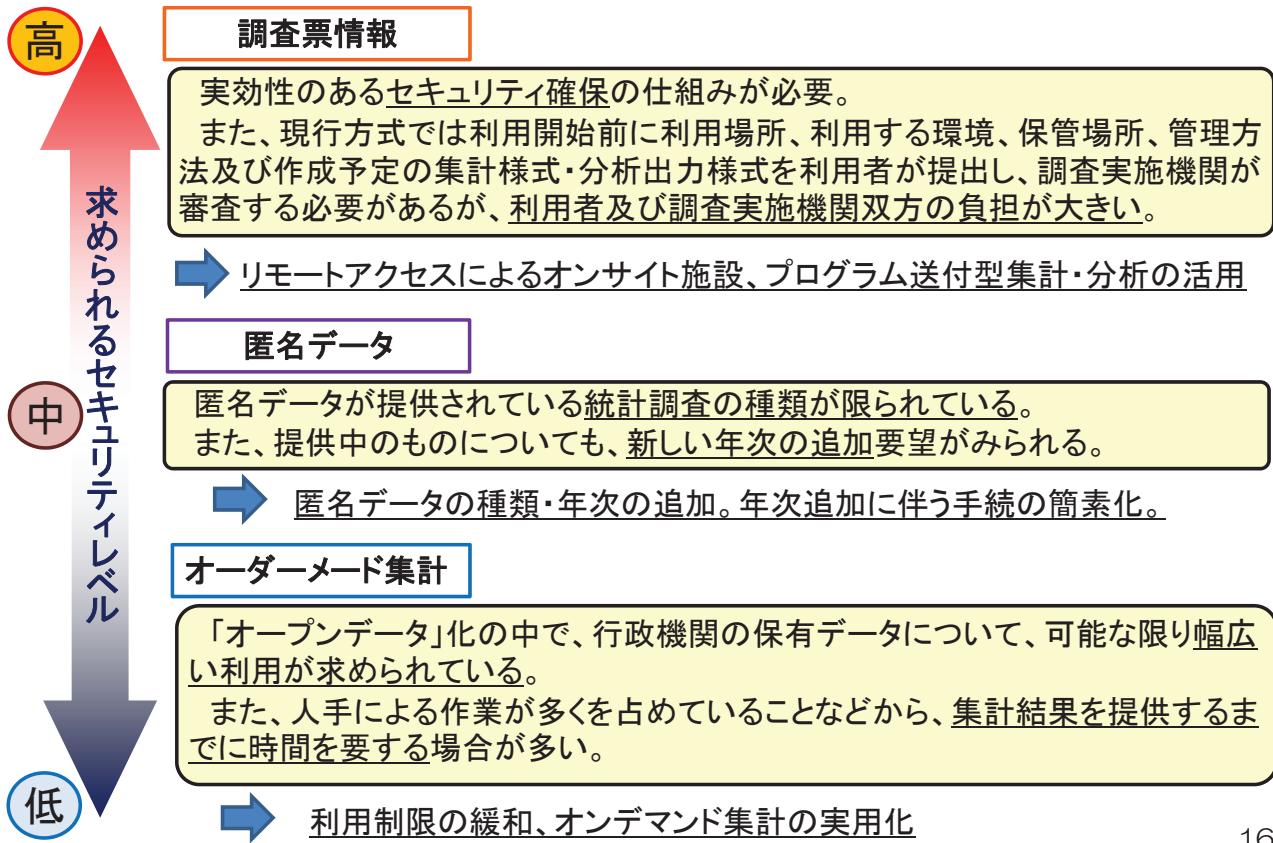
利用可能な統計調査(匿名データ)

府省名	統計調査名	提供対象
総務省	国勢調査	平成12年、17年
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年
	労働力調査	平成元年1月~平成23年12月 (月次調査)
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成10年、13年、16年、19年、22年

※平成27年4月現在(平成27年度中に提供開始予定のものを含む。)

15

4. 利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方向性



16

参考 第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)
抜粋

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) 調査票情報等の提供及び活用

調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、以下の取組を行う。その際、効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する。(略)

また、「統計データ・アーカイブ(仮称)」については、調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎として、引き続き具体化に向けた検討を進め、早期に結論を得る。なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。

17

(別表 今後5年間に講ずる具体的な施策)

4 統計データの有効活用の推進

(1) 調査票情報等の提供及び活用

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ オーダーメード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省 各府省	平成26年度から 検討する。
○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンラインサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。	総務省 各府省	平成26年度から 検討する。

18

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成26年度から 実施する。
○ 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討する。	内閣府 (統計委員会) 総務省	平成26年度から 検討する。
○ 「統計データ・アーカイブ(仮称)」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報(メタデータ)の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。	総務省 各府省	平成28年度末までに結論を得る。

19

3 統計調査環境の改善

(4) 統計リテラシー等の向上

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 広く一般的に活用可能な「一般用ミクロデータ(仮称)」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。	総務省	平成27年度から実施する。

2 統計リソースの確保及び有効活用

(1) 統計リソースの確保のための取組

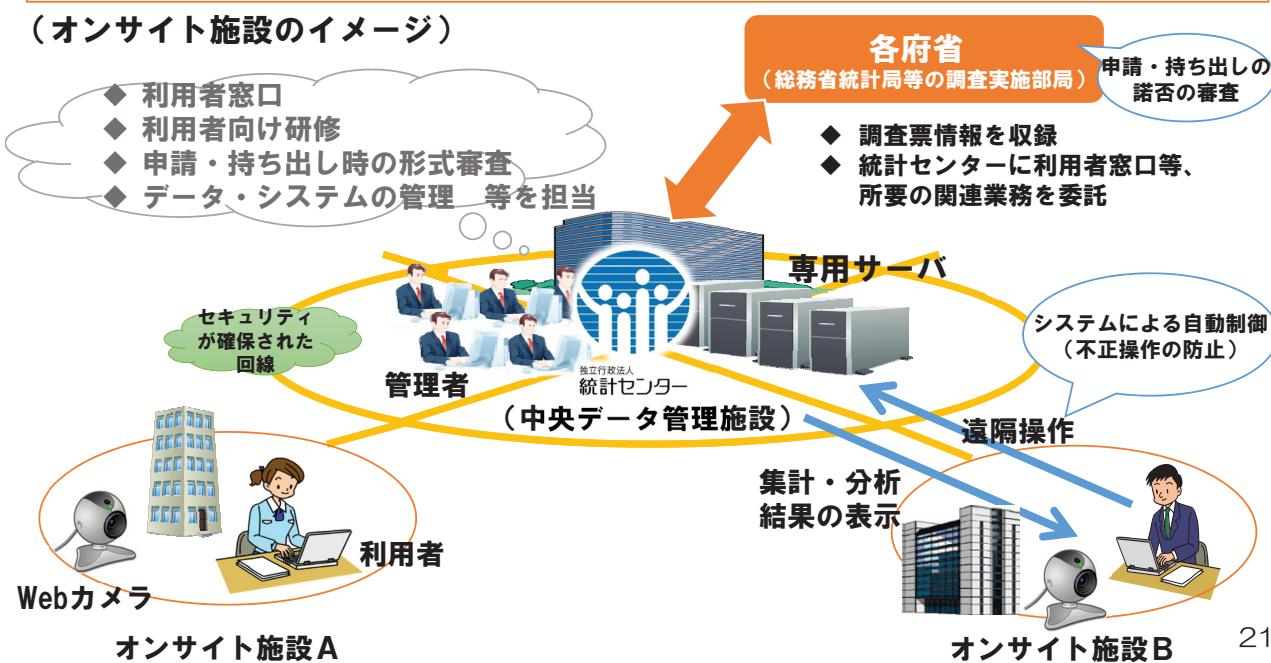
具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ (略)各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組(一般用ミクロデータ(仮称)の作成、オンライン利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等)のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。	総務省	平成26年度から実施する。

20

調査票情報のオンライン利用①

- オンサイト利用については、長年にわたる課題であったが、ITの進展等を踏まえ、平成28年度を目指し、リモートアクセスを活用したオンライン利用の試行を開始する。今後も、総務省政策統括官(統計基準担当)は制度面の検討・関係府省と調整するとともに、総務省統計局は(独)統計センターと連携して技術面を検討する。
※「統計データ・アーカイブ(仮称)」はこの進展を踏まえ検討
- 具体的な試行については、統計局において、学界や各府省の協力を得つつ、統計局の統計調査の調査票情報を主たる対象に、(独)統計センターを中央データ管理施設の管理者として政府共通の基盤とするオンライン施設を整備する。

(オンライン施設のイメージ)

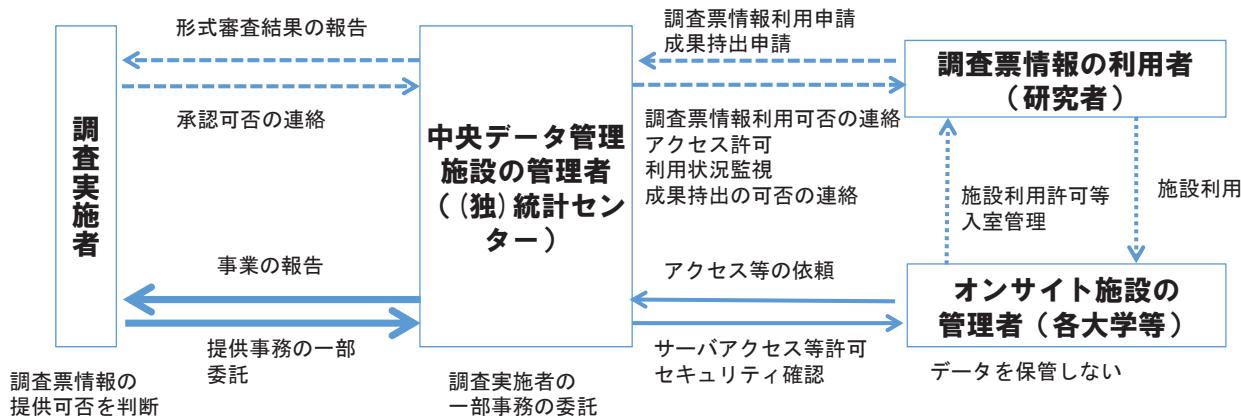


21

調査票情報のオンライン利用②

利用の流れ

- 申請に係る事務負担の軽減及び探索的(試行錯誤的)な研究分析の実現のため、現状のような詳細な事前申請(作成しようとする集計様式や分析出力様式等)は不要
- 研究成果物(分析結果)を外部に持ち出す際には、秘匿性のチェック



学と官の連携の推進

- オンライン施設は、国が直接、設置・運用する場合のほか、大学等研究機関の協力を得て全国的なネットワークの構築を目指す。
 - ⇒ オンサイト施設の設置に係る課題の検討などを行うため、「公的統計ミクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム」(仮称)が設立される予定。(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が事務局の予定。)
 - ⇒ コンソーシアムには、総務省政策統括官・統計局・(独)統計センターが協力。

22

オーダーメード集計の利用条件(学術研究目的の利用)の緩和等①

検討の背景

- 現状は、企業の利用を認めてはいるものの実績は少なく、企業側も利用できるという認識に乏しい。
- 欧米等諸外国においては、オーダーメード集計については学術研究以外にも広く利用されている。

企業・有識者からのヒアリング結果

- (企業の意見)・成果物を経営計画に利用するなど営利目的での利用も可としないと利用は広がらないのではないか。
 - 研究成果の事前の公表義務も厳しい制約となっている。
- (有識者意見)・「学術研究の発展に資する」の範囲を広げ、研究成果の公表があれば、企業の利用も幅広く認めてはどうか。
 - 企業の利用を認めることは、企業にとって公的統計に対する関心を高めることにつながるのではないか。

見直しの方向性

- 学術研究の発展に資すると認める場合などにオーダーメード集計を可能とする法律の趣旨を踏まえ、公表義務など利用者に一定の制約の下、利用条件を緩和

現行の要件	見直し案
学術研究の発展に資すると認められること	変更なし(法律上の文言)
統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること ※一旦公表された学術研究の成果が副次的に営利目的に利用されることは可だが、公表前の営利目的利用は禁止	統計成果物を研究の用に供すること ・通常の企業活動の一環として研究を行う場合も可とするもの。 ※成果等の公表は、営利目的利用後でも可とする。
統計成果物(オーダーメード集計の集計結果)を用いて行った学術研究の成果が公表されること	「研究成果」以外に、「統計成果物そのものと研究の概要の公表」を選択肢として追加

23

オーダーメード集計の利用条件(学術研究目的の利用)の緩和等②

今後の予定

- 上記の利用条件の見直しのほか、利用者の利便性の向上や審査事務の効率化等のため、オーダーメード集計及び匿名データの利用に関して、法人による利用の場合の本人確認手続について法人の代表者の生年月日の記載や証明書(運転免許証等)の提出を不要とするといった手続の見直しも行う。
- 省令(統計法施行規則(平成20年総務省令第145号))、告示(平成21年総務省告示第457号)、ガイドライン(委託による統計の作成等に係るガイドライン、匿名データの作成・提供に係るガイドライン)を改正する。準備・周知期間を経て平成28年4月の施行を予定。
- なお、匿名データの年次追加の手続簡素化に関する見直しも予定。



活用の促進

- 例えば、次のすべてに該当する研究への利用を新たに認め、シンクタンク等の活用を促進
 - ・ 営利企業に属する者の企業活動の一環としての研究
 - ・ 成果をまず顧客に対して報告した後に成果等を公表するなど営利目的利用後の公表
 - ・ 研究成果ではなく、オーダーメード集計の結果や研究の概要が公表され社会に還元
 - ・ 学術研究かどうかは問わない。ただし、研究内容や目的・意義が明確であり、科学的な分析の内容が具体的に示されているなど、学術研究の発展に資する研究と認められること
 - ・ 社長の運転免許証の提出は不要

24

【参考】 オンデマンド集計

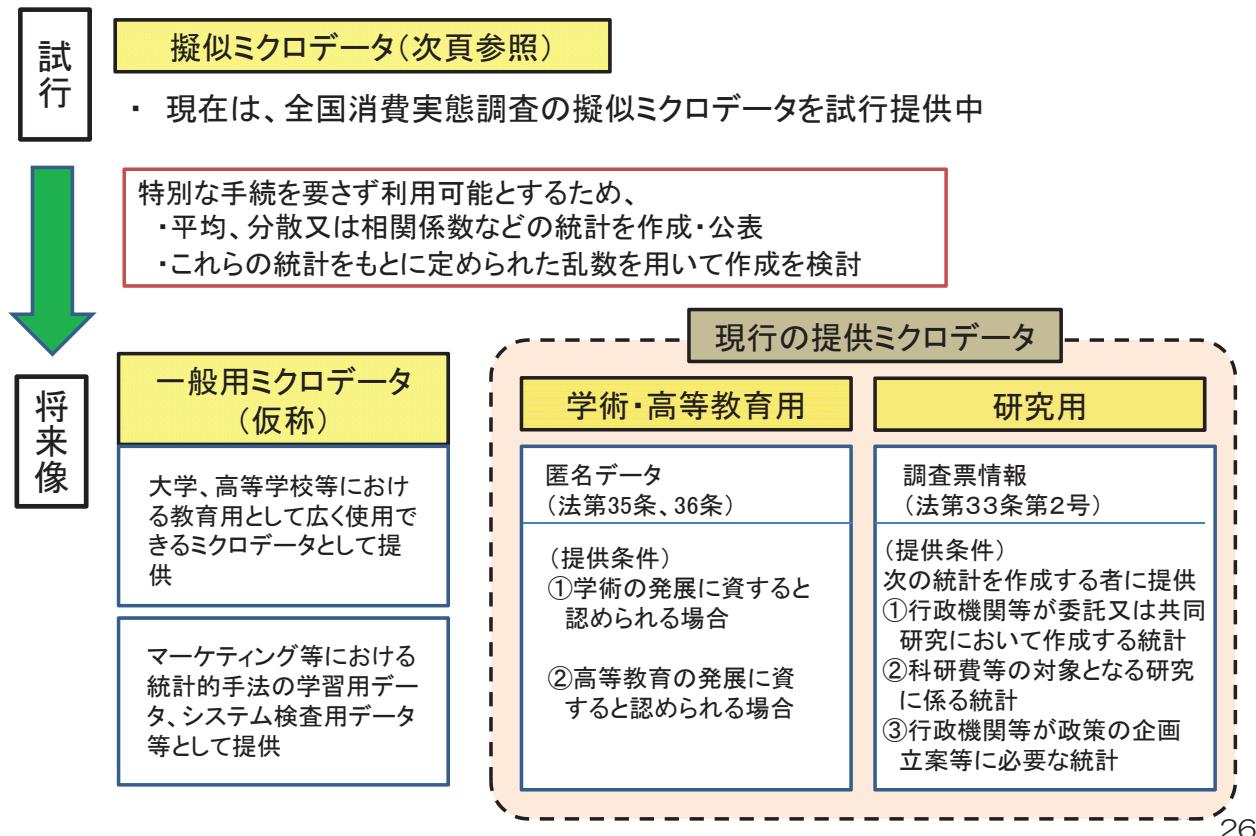
- インターネット上のシステムを利用して「オーダーメード集計」をリアルタイムで提供

- ◆ 公的機関や学術研究などの利用において、利用者が調査項目を選択するだけで統計結果を自動的に出力する、新しい形の統計サービスを研究中
- ◆ これにより、既存の結果表にない任意の多重クロス集計が出力可能になり、学術研究をはじめとする多様なニーズに対応



25

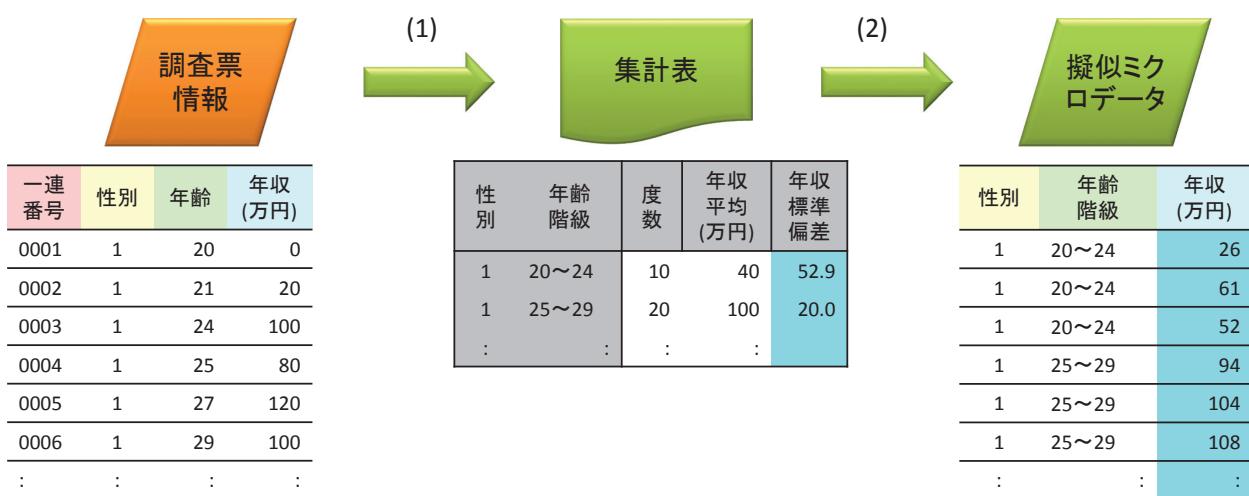
【参考】 統計リテラシー向上に向けた一般用ミクロデータ(仮称)の作成



26

擬似ミクロデータ

擬似ミクロデータとは「集計表から生成した、調査票情報と同様の分布構造を持つ擬似的なミクロデータ」であり、以下の流れで作成

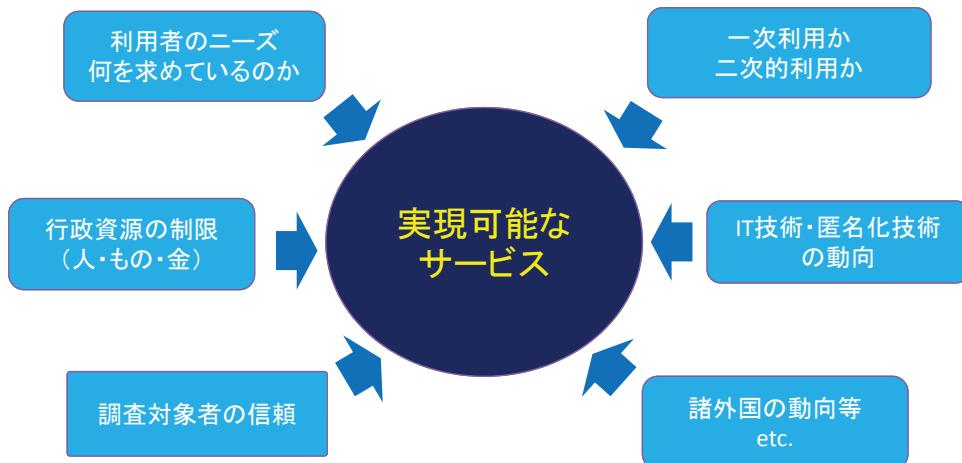


- (1) 調査票情報から、量的属性(年収)の平均及び標準偏差を含む集計表を作成する。
- (2) 量的属性(年収)について、集計セルごとに平均及び標準偏差に基づく正規乱数を生成し、擬似的な値として設定する。

27

5. おわりに

- ◆ 「二次的利用」を含む統計データの一層の有効活用を図るため、国民の不安に配慮し、秘密の保護に万全を期すとともに、利用者のニーズや利便性等の様々な観点から、更なる検討を進めていくことが必要



28

ご静聴ありがとうございました

担当: 総務省政策統括官(統計基準担当) 付
統計企画管理官付 高度利用担当 s-2jiryou@soumu.go.jp

【参考資料】

- 「二次的利用」の解説HP(統計調査の調査票情報等の活用)
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2jiryou.htm
- 「平成26年度 統計法施行状況報告」
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm
- 「公的統計データの二次的利用」に係る取組の現状・課題等」(総務省 平成27年8月5日統計委員会基本計画部会資料5)
http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon_61/kihon_61.html



29

公的統計基本計画について

参考

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的な取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

- ◆ 現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆ 統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月からの5年間）を策定

平成25年5月17日 総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告
10月9日 統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示
10月30日 総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問
10月31日～11月29日 国民に意見公募
平成26年1月31日 統計委員会から総務大臣に答申
3月25日 閣議決定

参考1

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 國際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 公的統計の整備

(1) 経済関連統計

- 国内総生産（GDP）を計算する基準を国連の新基準（2008 SNA）に対応【計画6頁、31頁】
(例：現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上)
- 経済構造統計（経済センサス）を中心に経済統計の整備計画を再策定【7～8頁、33～34頁】
(例：平成28年に予定している経済センサス活動調査は調査環境の良い時期に実施。
また、経済センサスの実施に伴い、関連する経済統計調査の調査事項、実施時期、周期等を再検討)

(2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関する ILO の新基準を踏まえ、失業者の定義（求職活動期間を現行の1週間から1か月）の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討【15頁、40頁】
- 非正規雇用をより的確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組【15頁、40頁】
 - （事業所・企業を対象とした統計調査）
 - 現行（2区分）→ 変更後（3区分）
 - ・常用労働者
 - ・無期雇用労働者
 - ・有期雇用労働者
 - ・日々・短期雇用労働者

参考2

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

3 公的統計の整備に必要な事項

(1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成【16頁、41頁】
- オンライン調査の推進【18～19頁、42頁】
(例：平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。
また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究【18頁、41～42頁】
- 大規模災害等の発生時の備えとして、課題の整理、対応方針の取りまとめ【21～22頁、43～44頁】

(2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進【26～27頁、46頁】
(API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新。参考参照)
(統計GIS：地理情報システム（GIS）の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの（地図で見る統計）。参考参照)
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する（オーダーメード集計）場合の利用条件（学術研究の発展に限定）を緩和することを検討【25～26頁、45～46頁】
- 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献（発展途上国等からの研修生の受入れ）【27～28頁、47頁】

4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフォローアップ等の取組の重点化【29頁】
- 各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進【29～30頁】

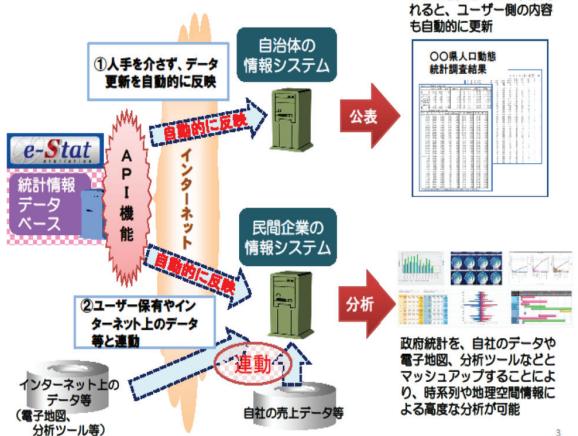
参考3

（参考）政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充

API機能の追加

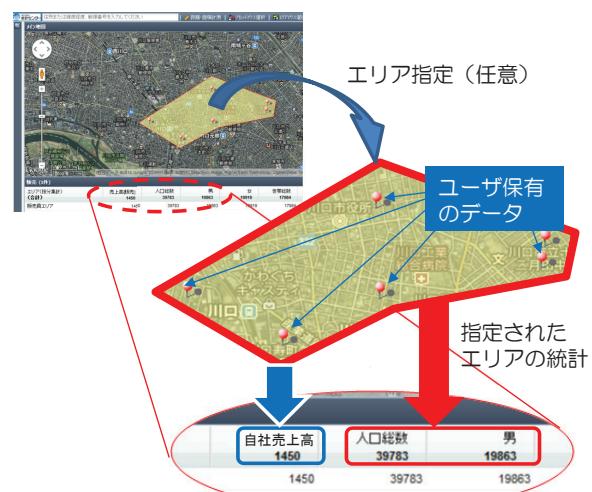
- ◇ 政府統計のポータルサイト「e-Stat」に蓄積された統計データを、機械判読可能な形式で提供する機能
(Application Programming Interface)

【活用例】



統計GIS機能の充実

- ◇ 地理情報システム(GIS)の仕組みを活用し、利用者のニーズに合わせて各種統計調査の統計データを背景地図と共に視覚化して提供する機能
⇒ ユーザー保有データの取り込み分析や任意に指定したエリアにおけるデータが利用可能になるような機能を開発中



参考4